

I. 併設型ユニット型短期入所生活介護

(1) 法定給付サービス分（1日当たり）

- ① 利用する居住環境及び要介護により、算定根拠となる単位が定められています。
それぞれの単位及びそれに基づくサービス費の額、負担額は以下の通りです。

ユニット型 個室	算定根拠（介護報酬単位）					サービス費 （10割）	利用者負担金
	短期生活 入所生活 介護費	機能訓練 配置加算	夜勤職員 配置加算	サービス 提供体制 強化加算	合計		
要介護1	677単位	12単位	18単位	12単位	719単位	7,312円	732円
要介護2	743単位				785単位	7,983円	799円
要介護3	814単位				856単位	8,705円	871円
要介護4	880単位				922単位	9,376円	938円
要介護5	946単位				988単位	10,047円	1,005円

*上記に、介護職員処遇改善加算（I）として、合計単位数に1000分の59を乗じた単位数を加算します。

- ② 保険料の滞納などにより、上記の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額（10割）をお支払いいただき、後日保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- ③ 必要に応じて、関係法令に基づいた費用が、別途加算されることがあります。
加算の主なものは次の通りです。

加算の種別	加算の条件	1日（回）当たり	
		単位	利用者負担金
送迎加算	居宅と事業所間の送迎を行った場合（片道）	184単位	188円
認知症行動・ 心理症状 緊急対応加算	認知症の行動・心理症状のため在宅介護が困難なため、緊急に短期入所生活介護を利用するのが適当と医師が判断した場合（7日間を限度とする）	200単位	204円
若年性認知症 利用者受入 加算	若年性認知症利用者に対して短期入所生活介護を行った場合	120単位	122円
緊急短期入所 受入加算	計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合（7日間を限度とする）	90単位	92円
連続利用減算	30日を超えて短期入所生活介護を受けている場合、30日を超える日以降減算	-30単位	-31円

(2) 法定給付以外サービス分

① 滞在費（1日当たり）

利用者負担段階	滞在費の内訳	金額
第4段階	室料 + 光熱水費	1,950円
第3段階		1,310円
第2段階		820円
第1段階		820円

② 食費（1日3食当たり）

利用者負担段階	食費の内訳	金額
---------	-------	----

第4段階	食材料費 + 調理コスト	1,380円
第3段階		650円
第2段階		390円
第1段階		300円

* 3食の内訳は以下の通りです。希望された食事の合計額と、1日当たりの額を比較し、低いほうの金額をお支払いただきます。

食事の種類	食費の内訳	金額
朝食	食材料費 + 調理コスト	380円
昼食		450円
夕食		550円

③ その他の費用

種類	利用者負担金
特別な食事	希望により提供した食事に要した費用の実費
特別な送迎	1kmにつき30円（通常のサービス地域外）
理美容代	実費
日常生活に要する費用で利用者負担となるもの	希望により提供した日常生活費の実費 希望により提供した教育娯楽費の実費 嗜好品等利用者個人のご要望にかかる各種経費等々の実費

(3) 利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に請求いたします。お支払い方法は、民間金融機関による口座振替です。

(4) 領収書の発行

利用者負担金のお支払いを受けたときは領収書を発行いたします。

(5) キャンセル料

キャンセル日	料金
利用日の2営業日前までに連絡があった場合	無料
利用日の1営業日前までに連絡があった場合	1,380円（食費相当）
利用日の1営業日前までに連絡がなかった場合	3,330円 （食費+滞在費相当）

*キャンセルが必要となったときは至急ご連絡下さい。

*利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない場合は無料とする。